

## 土壌汚染に係る地下水質基準・第二溶出量基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例第58条の6の規定に基づき神奈川県知事が定めた「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」の別表より

分類	特定有害物質の種類	地下水質基準（mg/L）	第二溶出量基準（mg/L）
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	0.1以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	1.5以下
シアン化合物		検出されないこと	1以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	0.3以下
鉛及びその化合物		0.01以下	0.3以下
砒素及びその化合物		0.01以下	0.3以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	24以下
ほう素及びその化合物	1以下	30以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	0.2以下
	チウラム	0.006以下	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003以下
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと	1以下

※測定方法は、「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第17号）」、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第18号）」に定める方法による。

※「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。